

倉吉市議会業務継続計画
(議会 BCP)
(案)

令和5年3月
倉吉市議会

1 計画の目的

近年では、平成23年3月の東日本大震災をはじめ、全国各地において風水害等、今までに経験したことのない規模の災害が頻発している。また、令和2年3月には、世界保健機構（WHO）が世界的大流行（パンデミック）を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生している。

また、本市においても平成28年10月の鳥取県中部地震をはじめ、自然災害が発生した際には、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。

したがって、倉吉市議会は、これまでの災害対応に加え、新型感染症、原子力事故等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定めた倉吉市議会業務継続計画（以下「議会BCP（※1）」という。）を策定するものである。

※1「BCP」（業務継続計画：Business Continuity Plan）

2 対象とする非常事態

議会BCPの対象とする非常事態（以下「災害等」という。）は、次表のとおりとする。

災害等の区分	内 容
自然災害	地震、風水害、雪害、津波
新型感染症	新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ感染症等
原子力事故	島根原子力発電所（中国電力）事故、人形峠環境技術センター（（独）日本原子力研究開発機構）等での事故
武力攻撃事態	着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃等 ※「国民の保護に関する基本指針」における類型
緊急処理事態	・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃、多数の人が集合する施設や大量輸送機関等に対する攻撃 ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（核（N）、生物（B）、化学（C）、放射線（R）、高性能爆破薬（E））、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等 ※「国民の保護に関する基本指針」における類型
非常事態の複合発生事案	
その他市民生活に影響を及ぼす非常事態	

3 議会BCPの発動決定及び発動基準

議会BCPの発動は、非常時でも実施すべき業務に各種資源を集中して非常時の対応を行うことであり、それ以外の業務は対応を縮小、延期することを市民、関係者に宣言することでもあるから、組織として意思決定を行う必要がある。

議会BCPの発動基準については、次表「議会BCPの発動基準」のとおり定める。

なお、発生した被害等の状況により、議会BCPに定める対応の一部のみを適用するなど、必要に応じて議会BCPの発動の範囲を調整するものとする。

また、災害等が発生した場合の初動対応については、議会BCP発動前であっても、議長が必要と認めた場合には、議会BCPに準じた対応を開始するものとする。

議会BCPの発動基準

意思決定者	議長（議長不在時における議長権限委譲順位 第1位：副議長、第2位：議会運営委員会委員長、第3位：総務建設常任委員会委員長）
判断基準	次のいずれかに該当する場合に議会BCPを発動する。 (1) 執行部が倉吉市地域防災計画に定める非常体制（別添「資料1」参照）による災害対応を行う場合 (2) 新型コロナウイルスについては、致死率や人体への影響について、専門家の意見を聞き、議長が判断する。 (3) 原子力事故・武力攻撃事態・緊急対処事態については、非常事態が発生した場合（ただし、議員・職員が参集等して協議すべきと判断される場合に限る。） (4) その他、議長が議会BCPの発動が必要と認めた場合

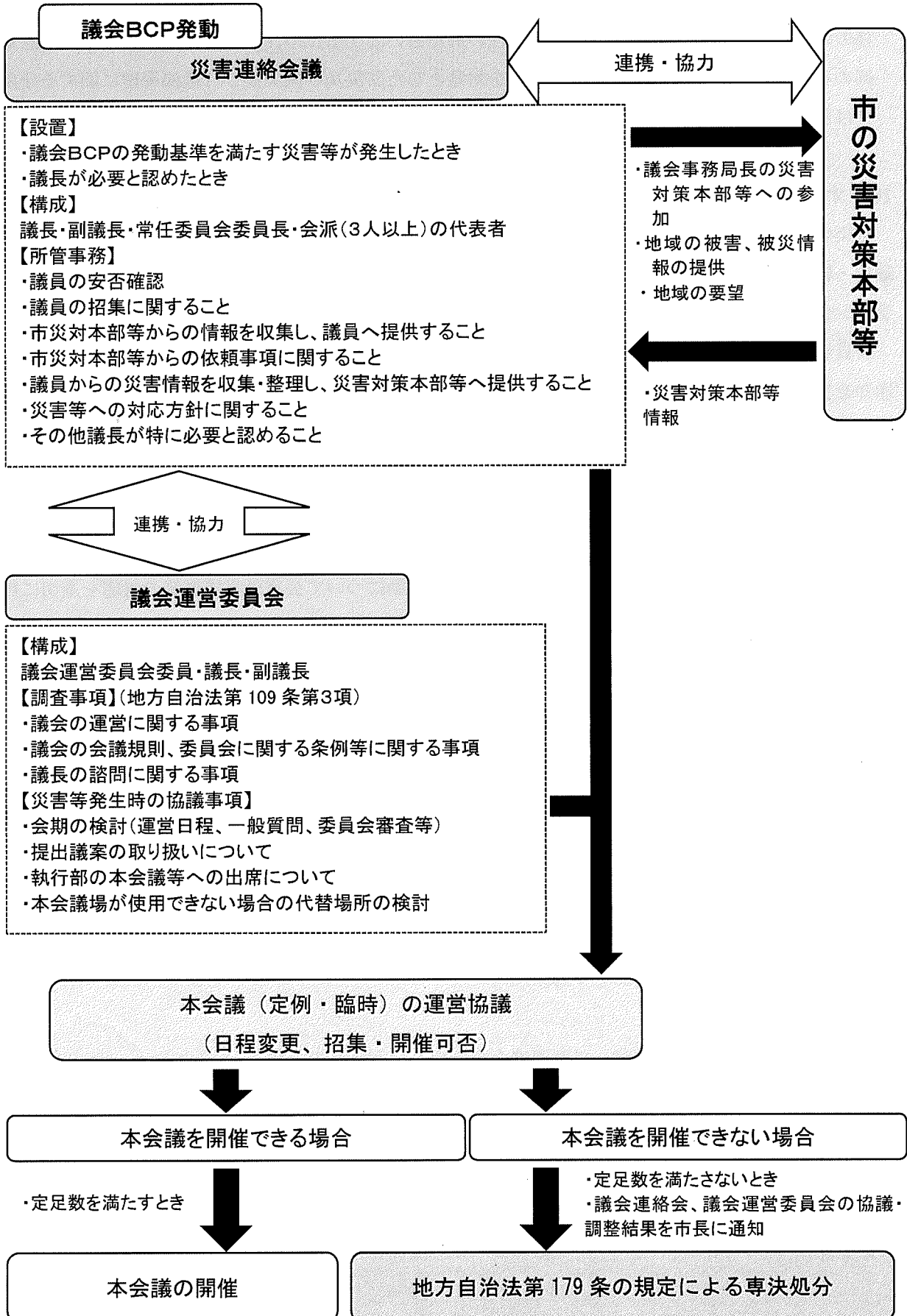
4 市議会の非常時優先業務

倉吉市議会における非常時でも実施すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）は以下のとおりとする。ただし、その他の通常業務の実施範囲については、災害等の状況に応じてその都度協議して決定するものとする。

- (1) 市議会本会議及び委員会等の開催に関する業務に関すること。
 - ・災害等の復旧・復興に必要な議案の審議及び採決
 - ・災害等の発生時でも市民生活に影響が出ると見込まれる議案の審議及び採決
- (2) 災害等に係る情報を収集し、整理し、倉吉市災害対策本部への政策提案・提言・要望をすること。
- (3) その他、市議会として災害等からの復旧・復興に必要な業務

災害発生時対応フロー図

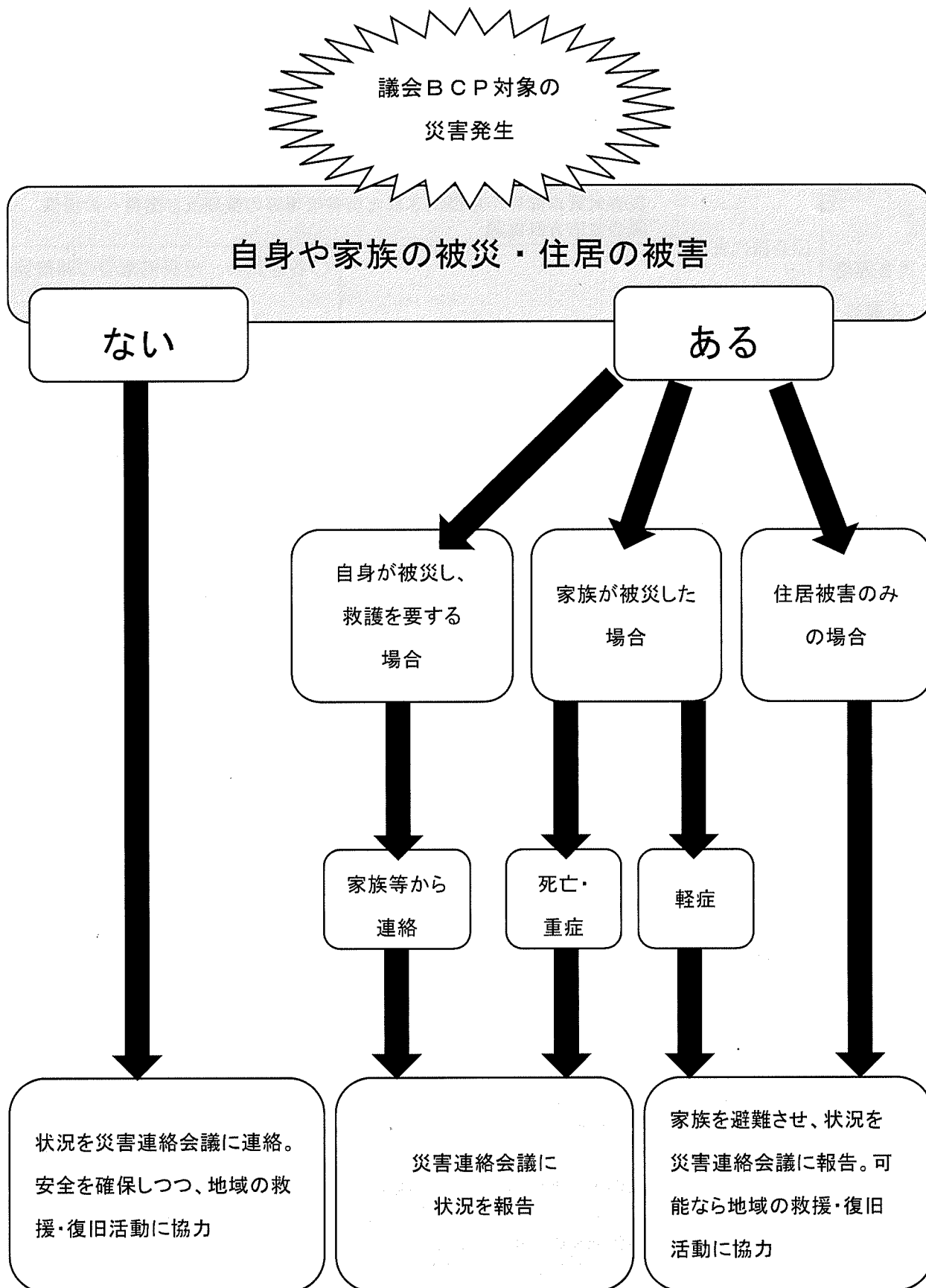
大規模災害発生



行動基準一覧（地震・風水害編）

	予想期 (発災前)	初動期 (発災～概ね3日)	応急期 (発災4～7日)	復旧・復興期 (発災8～1か月)	
災害連絡 会議等	○会派代表者 会等による 事前協議	○災害連絡会議（災害対策本部等との連携・協力）／○議会運営委員会 議員から提供された災害情報の整理及び災害対策本部等への提供 災害対策本部等から提供された災害情報等の整理及び議員への提供 議会対応方針協議			
		○各委員会、全員協議会の開催協議			
		【本会議等開催中の場合】			
		○会議等の休憩又は延会			
		○会議運営（議会運営委員会と連携） 会議日程、会議運営等協議			
議会 ・議員	○議会BCP の事前確認	○災害連絡会議の指示により行動			
		○自身及び身近にいる人の安全確保 災害連絡会議に自身・家族の安否、被害の有無等について連絡			
		○視察・出張時は速やかに帰市		○各種議会関係行事の開催・参加協議	
		○各地域で救援・復旧活動に協力			
		○各地域で被災者への相談・助言等（災害連絡会議からの情報を活用）			
		○地域の被災状況等の情報を災害連絡会議に提供			
事務局	○情報連絡体制の確立（議会タブレット端末の活用）				
	災害予測情報 等の提供	国・県・市等の情報収集、整理及び議員への提供			
	○災害対策本部等への事務局長の参加				
	○議会運営体制 会派代表者会、災害連絡会議、議会運営委員会、全員協議会等運営支援				
		○来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援			
		○議員及び事務局職員の安否確認			
	○議会棟施設、機材の被害確認				

議員の初動期における行動フロー図



議会BCP行動基準（感染症編）

1 発生段階の定義

刻々と変化する状況に迅速に対応する必要があるため、市が定める「倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画」等を参考に、発生段階を次の6つに分類し、各段階に応じた行動を実施する。

発生段階	状 態
県内未発生期	国内で感染症の患者が発生しているが、鳥取県内では発生していない段階
県内発生早期	鳥取県で感染症の患者が発生し、感染者が増加している段階
県内感染期	鳥取県内で感染症の患者が発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。倉吉市内では発生していない段階
市内発生早期	倉吉市内で感染症の患者が発生し始めた段階
市内感染期	倉吉市内で感染症の患者が多数発生した段階
小康期	患者の発生が減少し、流行が低い水準となった段階

2 対応段階に応じた行動基準

感染症対策は、感染拡大の段階に応じて異なる対応が必要となることから、事前に準備を進め、迅速に意思決定を行うことができるよう、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

県内未発生期

(1) 予防・まん延の防止

議会だより、市議会ホームページ等を活用し、市民に対して、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を広報・周知する。

県内発生早期

(1) 予防・まん延の防止

ア 議員（委員会、会派を含む）の県外出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、別に定める期間について外部との接触を控える。

また、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、議会事務局に結果を報告する。

イ 県外からの視察等の受入れを規制する。